# ○育児休業支援手当金経過措置について

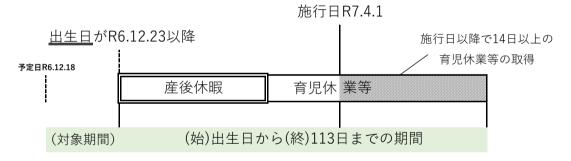
### <組合員が男性>



※組合員の配偶者が、組合員の育児休業等に係る子を出産している場合

## <組合員が女性>

### ①出産予定日または予定日後に出生の場合



#### ②出産予定日前に出生の場合



※①または②に該当しかつ、

組合員の配偶者(男性)が子の出生日から57日の期間に14日以上の配偶者育児休業等を取得している(施行日前の期間も含む)ことまたは配偶者育児休業の要件を必要としない場合に当てはまること